

◎新潟県告示第730号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成29年6月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

名称	社会福祉法人更生慈仁会 障害者就業・生活支援センターらいふあつぷ	
事務所の 所在地	変更前	新潟県新潟市西区上新栄町3丁目20番18号
	変更後	新潟県新潟市西区上新栄町1丁目3番9号
変更年月日	平成29年6月1日	